

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟

No. 12
2019年3月

2019年3月12日(火) 札幌地方裁判所で原発事故損害賠償・北海道訴訟第23回口頭弁論が行われました。この日の傍聴人は、いつもより多い60名ほどでした。5月からの尋問を前に、尋問を受ける原告の方や終盤をむかえた裁判の状況に関心のある方が来られたのだと思います。通常、尋問の後は結審、と聞いていたので、この日で、双方の主張は全て出し終えたのかと思いましたが、どうやらそういうわけでもないようです。

■東京電力と国の反論

東電からの反論は、損害論と責任論に関するものでした。原告が主張する「抽象的規範的損害」という考え方は認められない、県南地域には中間指針で示した以上の賠償は認められない、そして、「事故前に防潮堤を設置する義務があったのにそれを果たさなかった」という原告の主張は誤りである、といった内容です。そして、ほかにも「原告の方に対し個別に反論したいことがある」とのことで、尋問を終えた6月に（公開か非公開かわからないけれども）裁判期日を設ける可能性があります。

国からは主に、「津波は予見はできなかった」ということや、「安全対策を怠った」という責任論に関する原告の主張への反論でした。国が裁判所に提出した書面の中に、こういった見出しがありました。裁判における反論なので、当然ではありますが、原告の主張を全否定している感じが伝わります。

「深層防護」の概念を前提に結果回避可能性を述べる原告らの主張は理由がないこと。

深層防護とはなにか？ JAEA※1が運営する「原子力百科事典ATOMICA」にはこう書かれていました。

※1 JAEA→国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構。日本で唯一の原子力に関する総合的研究開発機関。目的は、「安全確保を大前提として、我が国のエネルギーの安定確保及び地球環境問題の解決並びに新しい科学技術や産業の創出を目指した原子力の研究開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、成果の普及等を行うことにより、人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に貢献を果たす」こと（<https://www.jaea.go.jp/O1/pdf/rinen.pdf>）。

原子力施設の安全対策が多段階にわたって設けられていることをいう。深層防護は、次の3段階からなる。第一段階は、安全確保のための設計で、異常の発生を防止するため、安全上余裕のある設計、誤操作や誤動作を防止する設計、自然災害に対処できる設計が採用されている。第二段階は、事故拡大防止の方策であって、万一異常が発生しても事故への拡大を防止するため、異常を早く発見できる



設計、原子炉を緊急に停止できる設計が採用されている。第三段階は、放射性物質の放出防止の方策で、万一事故が発生しても放射性物質の異常な放出を防止するための原子炉格納容器やECCS（緊急炉心冷却装置）が備えられている。多重防護ともいう。

原告は、この「深層防護」をきちんとやっていたら原発事故は防げたはずで、そこに重大な過失がある、と主張をしているけれど、国の言い分は、そもそも、「深層防護」はきちんとやって来たにも関わらず「想定し得なかった自然災害」が起きたから事故になったのであり、「深層防護」云々の話ではない、ということでしょう。でも、それを言ってしまうと、地震など自然災害の多い日本において、原子力発電所や原子力施設の存在そのものを否定せざるを得ないのではないか、と思ってしまうました。

■尋問後も続く反論

裁判長は、2020年3月に判決を出すことを決めており、そのためには、今年の9月に結審しなくてはなりません。でも、この日の進行協議で、東電から、5月の尋問が終わった後も「まだ、原告の皆さんに対して個別の反論が残っている」という話があったようです。原告としても、それに対して反論をしたい、ということになり、9月の結審までの間に書面のやりとりなどをしなくてはいけないため、今後、どう進めていくか、ということが話し合われたようです。

また、4月から裁判官（裁判長の左右に座っている方々）が二人交代するようですが、そのことを受け、国は、代わった裁判官に対して今までの流れを説

明するためのプレゼンテーションをしたい、と言っているそうです。でも、9月の結審で原告も被告もそれぞれが言いたいことをまとめて伝えることになっているので、その三ヶ月前にわざわざする必要はあるのか？というのが原告側の意見のようです。いずれにしても、6月25日（火）に期日を入れるかどうか、入れるとしたら公開にするのか、進行協議だけの非公開にするのか、まだ決定はしていないようです。

■本人尋問の流れ

5月の尋問では、4日間で21名の原告の方が証言台に立つことになりました。14日（火）に始まり1日5名、15日（水）だけ6名です。朝10時に始まり、一人に約1時間、午前中2名、午後3名（15日は4名）で、尋問が行われている間、傍聴席の出入りは自由だそうです。

約1時間の尋問の流れは、以下ようになります。

- ① 人定質問 裁判官が名前や住所、年齢などを質問して本人であることを確かめること。実際には、事前に書面で提出して「ここに書かれている内容で間違いありませんか？」という確認をする。
- ② 主尋問 原告側弁護士からの質問に答える。（20分）
- ③ 反対尋問 被告代理人（東電と国）からの質問に答える。（東電20分、国10分～15分）
- ④ 再主尋問／再反対尋問 原告側弁護士や被告代理人からの追加の質問。ある場合とない場合がある。
- ⑤ 補充尋問 裁判官からの質問。

基本的には、一問一答で進められ「はい」か「いいえ」で答えられるような質問になるそうです。原告の方はみなさん、陳述書で避難の経緯、理由、避難先での暮らしなどを提出していて、細かいことは裁判官も被告代理人も陳述書を読み、知っている前提で行われます。なので、尋問で質問されるのは、ポイントの

部分だけ。原告側からは、特に伝えたい部分、被告側からは、特に反論したい部分についての質問になるようです。弁護士さんはこう話していました。「尋問は、戦いではありません。基本的に、質問に対して答える、という手続きです。国や東電は、『できれば答えたくない』『聞かれない』ということだけを切り取って、『ここだけ答えろ』という言い方をします」

たとえば国や東電から、「あなたの周りの人は避難していませんよね？」「子供さんは避難先で元気に過ごしていますよね？」と聞かれたら、「はい」ではおさまらないので「けれどもそれは」と続けたいと思いますが、そうすると「質問していることだけに答えてください」と言われてしまう。想像するだけで、フラストレーションがたまります。でも、反対尋問で言いたいことが言えず、「けれどもそれは」の部分に裁判官に理解されるべき重要なポイントがある場合は、再主尋問で、原告側弁護士から、それを答えられるような質問をしてくれる、とのことでした。



この日、実際に尋問を受ける原告の方が何人かいらしていました。今から緊張している、という声や、自分の主張が他の原告の方の話と矛盾してしまわないか、と心配される方もおられました。弁護士さんからは「そういうことは弁護士が考えること。みなさんはほかの原告の方のことを気遣わなくても大丈夫です。それぞれが実際に経験されたこと、感じたことをそのまま伝えてください」と話がありました。

この裁判は、「責任論」「因果関係論」「損害論」の三つを柱にすすめられてきました。そして、尋問で、「責任論」について話が出ることはなく、「損害論」と「因果関係論」について、原告の方々が直接答える場になるそうです。事故によって失った「くらしそのもの」と、事故による避難の経緯や相当性は、それぞれ同じものではありませんが、原告の方々を代表して法廷に立つ21名の方々に支えられるように、4日間の尋問期間、一人でも多くの方に傍聴席にいてほしいな、と思います。

傍聴人 金榮 知子

証人尋問のスケジュール 場所：札幌地方裁判所（部屋については、当日、裁判所1階の掲示板にて確認）

日程：2019年5月14日（火）～5月17日（金）

尋問の開始時間（予定） ①午前10時 ②午前11時（昼休み） ③午後1時 ④午後2時 ⑤午後3時 ⑥午後4時（15日のみ）